

平成21年度第1回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

おはようございます。

ただいまから、平成21年度第1回の入札監視委員会を始めさせていただきます。

開会に当たりまして、総務部行政改革局長の岡崎よりご挨拶申し上げます。

2 挨拶

21年度第1回入札監視委員会の開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

各委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきお礼申し上げます。

当委員会は、平成15年度の設置から6年を経過いたしまして、本年度から第4期目に入ったところでございます。

本年度から、委員会の定数を5名体制から6名体制へと変更させていただきまして、委員会機能の強化を図らせていただいたところでございます。

白石委員、肥前委員、山本委員におかれましては、引き続き委員をお引き受けいただくこととなりました。

また、赤淵委員、柴口委員、吉岡委員には、新たに委員にご就任をいただくこととなりまして、感謝申し上げます。

これから2年間、北海道における入札あるいは契約の過程、その内容の透明性確保のために、活発なご審議をお願いすることとなります。

本日の委員会は、各委員のご紹介、委員長選出のあと、委員会の業務概要、平成20年度の入札契約の執行状況についてご報告をさせていただきますとともに、これからの委員会の活動計画の内容について、ご検討いただくこととしております。

委員の皆様ごの率直なご意見をいただきまして、さらなる入札業務等の適正化に努めて参りたいと考えておりますので、特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

3 委員紹介

(事務局)

それでは、会議を始めさせていただきます。

本委員会は、7年目第4期を迎えまして本日初めての委員会でございますので、委員長の選出までの間、事務局の方で進行をさせていただきます。

まず、委員にご就任いただきました方々をお手元の委員名簿の順にご紹介させていただきますので、その際、一言ずつ御挨拶をお願いします。

【各委員紹介及び挨拶】

(事務局)

続きまして、事務局にも異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

【事務局紹介】

4 委員長選任及び委員長代理の指名

(事務局)

続きまして、本員会の委員長を選出していただきたいと思えます。

委員会設置要綱第3の5の規定によりまして、委員長は互選で選出すると定められておりますので、どなたか立候補あるいはご推薦頂ければと思えますけれども、いかがでございましょうか。

(委員)

2期目になりますので、白石先生にお願いするのはいかがでしょうか。

(事務局)

ただ今、委員長に白石委員をご推薦される旨のご発言がございました。

ご意義がなければ、そのように決定してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(事務局)

それでは、白石委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

(委員長)

ただいま、北海道入札監視委員会の委員長に指名されました白石です。

就任にあたり一言ご挨拶いたします。

本委員会は、北海道が行う入札及び契約の過程並びに契約の透明性、こういったものを確保するために設置されているものでございまして、平成15年4月1日に設置されて、ちょうど6年が経過して7年目の活動に入るところです。

これまでの委員会の活動により、入札あるいは契約の過程における様々な改善がなされてきている訳でございますけれども、今後さらに、道民がより良い品質で、かつ適正な価格の公共サービスを長期間にわたって安定して受け取ることができること、あるいは入札とか契約において、公平性とか透明性こういったものが十分確保されているというようなことを観点に、従前より1名増員され6名体制となった委員の皆様方のご協力のもと活動を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、これからの議事の進行につきまして、白石委員長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、委員会設置要綱第3の7の規定に基づき、委員長代理を決めさせていただきます。

要綱では、委員長代理は委員長の指名ということになっております。

委員長代理は赤淵委員にお願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

【赤淵委員承諾】

(委員長)

それでは、ご承諾いただいたということでよろしく申し上げます。

5 報告事項

(1) 入札監視委員会の業務概要

(委員長)

それでは、報告事項の第1番目「入札監視委員会の業務概要」について、事務局から説明をお願いいたします。

【資料に基づき説明】

(委員長)

ありがとうございました。

今までのご説明で、本入札監視委員会の業務概要、あるいは、これまでの入札制度の改善に関わる経過、北海道における入札制度の概要等について、事務局から説明いただいたところですが、これらについて何か質問等がございましたらお願いします。

(委員)

資料2の北海道入札監視委員会設置要綱第2の所掌事務の中で、入札制度の改善のための意見具申といったものは、「連絡会議設置要綱に定める事項についての審議を行い、意見の具申を行うこと。」に当たると考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

当該規定は、入札契約制度の適正化に関する連絡会議からの審議要請を受けて、審議・意見具申を行うものです。

(委員)

それでは、「委員会が抽出したものに関し審議を行い、意見具申を行うこと。」になるのでしょうか。

入札制度は与えられたものとした場合、その参加資格の設定であるとか指名の理由を審議して意見を述べるというのは、「委員会が抽出したものに関し審議を行い、意見具申を行うこと。」ですよね。

その場合、入札制度といったものはあるものとして、そこで参加資格、指名の理由といったものが適切かということ審議していると思うのですが。

ですから、入札制度自体の良し悪しといいますか改善の議論というのは、どこに基づいて行われているのか。

(事務局)

「委員会が抽出したものに関し審議を行い、意見具申を行うこと。」は、抽出審議及び現地調査を想定してのものです。

制度自体の問題点については、抽出審議・現地調査のテーマとして持ち込んでいただき、その中で議論をすることは、可能かと考えます。

(委員)

過去には、ランダムカット方式であるとか、もっと一般競争入札を導入すべきであるという意見などというのは、制度そのものの改善に関わるものであると思われませんが、これは、「委員会抽出したものに関し審議を行い、意見具申を行うこと。」の中から読み取れないですよね。

(事務局)

設置要綱からは、読み取りづらいものになっております。

(委員)

最初の意図として、そこまでは含まれていなかったということですかね。

(事務局)

そうですね。閣議決定された適正化指針でも、そこまでは触れていない状況となっております。各都道府県で付与することは可能かと思いますが。

(委員)

今後は、制度的改善なども議論をしていくべきなのか。特にそこまでは求められていないのか。お伺いしたいのですが。

(事務局)

北海道入札監視委員会におかれましては、制度設計までは含まれていないと判断しています。ただし、実際に入札を監視していただく立場の中で、既存の制度自体に問題があれば、ご議論をしていただくべきなのかと考えています。

(委員)

これまでも、ランダムカット方式はやめたほうが良いといった意見書を出したりしていますが、それは自主的に行っているものなのですか。

確認ですが、制度まで含めて委員会で議論をしていったらよろしいのでしょうか。そこは、あまりいらないのでしょうか。

これまで、そちらに議論の焦点が当たっていたような印象を受けるのですが。一般競争入札をもっと増やすとか、多様な入札制度を用いるとか、そういう話を今後も継続して行ってよろしいのでしょうか。

それとも、そういうものは与えられたものとして、指名が適切かどうか、参加資格については地域要件を設ける、とか議論してきましたが、そちらの方に集中したら良いのか。方針といいいますか、どこに絞るべきなのか。今まで通りでよろしいのか。お伺いしたいのですけれども。

(事務局)

主たる部分といたしましては、今、道で行っている入札制度に基づいて執行しているそれぞれの契約が、適正に既存の基準なりに基づいて行われているかどうか、といったことをメインで監視していただくことになろうかと思えます。ただ、それに付随して、先生方のご意見として制度の仕組み自体に問題があるとご指摘があれば、検討していくこととなろうかと思えます。

(委員)

これは、わかりました。

次に、低入札価格調査制度と最低制限価格制度がありまして、かなり大きな工事でなければ低入札価格調査制度が適用されず、多くは最低制限価格調査制度が適用されている。

低入札価格調査制度は、仮に低い価格であった場合、調査をする。

最低制限価格制度の場合、自動的に下回ったものを排除する。自動的に駄目であるとするのは、1件1件調査すると手間がかかりすぎる。という理由が大きいのでしょうか。

自動的に切るよりも、時間が無限にあるのでしたら、調査して良さそうならば、別に安い価格でも、落札で良いのかなと思うのですが。

私は、低入札価格調査制度ではなく最低制限価格制度を用いることを正当化するとすれば、あまりにも手間がかかりすぎること以外、正当化しにくいのかなと思うのですが。

(事務局)

実際に手間はかかるとは思いますが。

(委員)

手間がかかるということですね。

それ以外の積極的に最低制限価格制度を使う理由は、何かあるのでしょうか。

(建設部)

地方自治法の関連はあるとは思いますが、国の方では、すべて低入札調査基準価格を適用して、1件1件審査をするといった方法をとっております。

私どもは、総合評価方式のときだけ、低入札調査基準価格を適用しております。それ以外については、国からの指導もございまして、地方自治体としては、手間の部分もございまして、あまりに煩雑になるということで、その価格を最低制限価格に置き換えてよろしいのではないかと指導もございまして、私どもとしては実施しているところです。

(委員)

わかりました。

(委員長)

よろしいですか。

(2) 20年度の入札契約執行状況(平成21年3月末)

(委員長)

それでは、次の報告事項の2番目、「入札契約執行状況」についての説明をお願いします。

【資料に基づき説明】

(委員長)

以上の説明に対しまして、ご質問をお願いしたいと思います。

(委員)

6ページなのですがけれども、発注機関別の数字が出ていますが、支庁に比べ土現の率に違いが出ていますけれども、発注内容が違うのですか。

(事務局)

一般競争入札を実施した率をこちらに計上しているのですが、支庁に比べ土現の方が指名競争の率が高いということです。

(委員)

それは、何か理由があるのですか。

(事務局)

指名競争入札の条件として、1千万円未満は指名競争入札で対応できることとなっておりますので、1千万円未満で指名競争入札により対応した案件と、1千万円を超えても何らかの理由で指名競争入札を適用した案件があるということだと想定されます。

(建設部)

ただ今、事務局でお答えしたとおり、1千万円未満の工事については、おおよその土現で、指名競争入札を実施しておりまして、その間、各土現でも1千万円未満でも一部を一般競争により対応しております。

(委員)

帯広土現は、95%一般競争ですよ。また、室蘭土現、旭川土現、留萌土現は、60%台ですよ。函館土現もそうですが、これは、全体を均しているのに差が出ているので、ある金額で分けると同じような数値が出るのですか。

(建設部)

帯広は、全道の中で1千万円未満でも一般競争を導入している土現でありまして、250万円以上1千万円未満であってもほとんどの案件について一般競争を導入していることから、95%という数値が出ております。

(委員)

帯広が1千万円未満でも一般競争を導入して、他はそうしていないということは、何か理由があるのですか。

(建設部)

4ページの表にもございますけれども、帯広土現、札幌土現は、落札率が80%台となっている競争が熾烈な所であるため、指名競争で対応するよりは、一般競争によるほうが良いだろうと判断してのものです。指名競争の場合は、考え方等が問われる部分がありますので、それよりは、一般競争の方が良いだろうと考えて多く実施されている。

(委員)

その違いは、許容される範囲なのか。それとも運用がルールにある程度はのっとなって行われているのでしょうか、逸脱し過ぎているものなのか。どちらが、合理的な発注のあり方なのか。

落札率の関係と一般競争入札の実施率の関係を見ると、土現単位で考え方がずいぶん違いがあるということについて、ちょっと気にはなると思うのですが。

(建設部)

取組方針の中では、1千万円未満については指名競争が可能な状況となっていることから、各土現の取扱いは、間違いではないと考えている。

ただ、先程から申し上げておりますが、帯広土現については、特に競争が激しい地域と捉えておりまして、単純に指名競争を行うよりは、地域的に一般競争を行った方が理解を得やすいと考えているところでございます。

指名競争の場合、業者選考の理由を対外的に明らかにしてはおりますが、納得されない方もいるものですから、それよりは、一般競争によった方が良いと考えて実施されているものと理解しております。

ですから、どちらが悪くて、どちらが正しいという考えには立っていません。地域事情によって、一般競争入札を多く導入している土現とそうでない土現とがあると考えております。

(委員)

1千万円以上の工事が原則一般競争入札になったりですとか、特定JVとか地域要件とか、とりわけ昨年度、ルールの適用が厳しくなって、一律にこうしてくださいといった形になって、各現場で入札を実施なさっている方々は融通がききにくくなったといいたいまいしょうか、自由に選べる余地がだんだん減ってきたと思うのですが、それによる不都合であるとか非効率性が発生しているといったものがございませうかどうか教えていただきたいのですが。

(建設部)

一般的には、一般競争入札の場合、公告から入札まで40日程度を要するのに比べ、指名競争入札は、だいたい半分強の20日から25日位で発注できますから、そういう意味で言うと、指名の場合は工事適期を逃すことなく発注できる利便性があります。

逆に一般競争の場合は1ヶ月半近くかかるものですから、そういう部分での配慮は必要となる。ただ、そういうことはあっても、期間の短縮措置をかけたりにして何とか対応している。

例えば、災害であるとか急ぐ案件にあっては、どうしても指名競争によらざるを得ない。ただ、年間の執行計画を立てて今までも執行しているので、特にそれに関わって大きな問題が出ている認識はない。発注に係る日数がかかるのが隘路といえは隘路である。

(委員)

それ以外では、あまりないということですか。

(建設部)

通常では、問題はないと思います。

(委員)

わかりました。

(委員)

例えば、釧路とか一般競争が少なく、指名競争が多いんですけども、この140件を一般競争にかえるとすると、その時期に職員数を増やさなければならなくて、トータルすると北海道庁の支出が増えるとかそういう計算が成り立つのでしょうか。

(建設部)

一般競争入札を実施する場合、40日程度かかる訳ですけども、公告を出す際には、既に設計書を作っている必要がある。そういう意味で言いますと、それまでに設計書が準備できるかということなのですが、今の現有体制では、直前までギリギリかかっている状況です。これ以上になるとちょっと厳しいのかなという声は現場からは上がっています。ただ、単純に人を増やすことにはならないものですから、現有体制の中でできる範囲のところまで我々は一般競争入札を進めている。人を増やせば良いという問題でもないと思いますけれども。

(委員)

業者の側からは、競争が激しい地域では、指名にすると理由を問うような文句というか苦情が来る状況で、一般には指名競争入札のほうが好まれているような状況なのでしょうか。

(建設部)

公募の要件として原則20者以上応募できる要件設定をしているが、現実的には、工事の内容

にもよりますが、7者とか10者とか結果的に指名と変わらない業者数となる場合がある。

ただ、業者側からは、指名であれ一般競争であれ、受注機会を多く作って欲しいという要望は聞く、その点から考えると、一般競争は、条件を整えば応募できるわけですから、企業とすれば歓迎するのかなと思います。

(委員長)

他にありませんか。

(3) 談合情報への対応状況

(委員長)

それでは、報告事項の3番目「談合情報への対応状況」について事務局から説明願います。

【資料に基づき説明】

(委員長)

今のご説明に関連して、質問等はございませんでしょうか。

(委員)

新聞社からの情報でこういうことがありましたと教えてくれるようですが、詳しく教えてくれないのですか。

(事務局)

その時の状況にもよりますが、報道の方もニュースソースとしての情報の価値もあることから、すべてをオープンにしていだける訳でもない。

(委員)

新聞社は、道に対してそういったことを通知する義務はないですね。

それであれば、何で教えてくるのでしょうか。内容も教えないで。

(農政部)

事実関係の確認、つまりそういった契約・発注案件があるかどうかの確認を兼ねていらっしゃるのかなと思いますが。

(委員)

21年の談合情報の1～3番は、当初は指名競争で予定していた案件を情報により、新たに一般競争入札に変更しましたが、当初指名した業者が降りていますよね、これは、その入札に参加意思がなかったから降りたと思うのですが、こういうことは、入札方式を変更した場合、しばし

ば起こりうることでしょうか。

(建設部)

談合情報があった場合、入札参加者に事情聴取を行うわけですが、事前にそういう情報があるかどうかと事後も同一の業者になった場合あらためて事情聴取をするのですが、何度も呼ばれるのが面倒だったり、積極的に受注する意思がなければ、そういったものに巻き込まれたくないという気持ちが働くのかと思います。

(委員)

私個人的には、指名競争入札で談合情報があったときに、もっと参加者を増やして一般競争入札にして実施するのが一番効果があるように感じるのですが、実際に入札をなさっている方としましては、同様に感じられているのか、また、同じように指名競争入札でやってもあまり変わらないように感じているのか教えていただけますでしょうか。

(建設部)

基本的には、談合情報が入った場合、指名競争入札であれば中止をして、あらためて一般競争入札により見直しをするといった対応をとっている。

ただ、先程来申し上げておりますが、指名競争による場合、災害であるとか工期に制約があるといった状況にあっては、やむを得ず指名とする場合があります。ただし、工期にゆとりがある場合にあっては、一般競争入札に切り替えて行っていると考えております。

(委員)

それが一番効果があるのか、若しくは、手続上、最も後から正当化しやすいといった、そういう意味合いでしょうかね。

(建設部)

透明性の問題にかかってくるものですから、より透明性の高い手続で発注するということになるかと考えます。

(委員)

わかりました。

(委員)

全部電子入札になっていますけれども、電子入札は誰が参加しているかわからないという利点があると聞いていますけれども、一般競争入札を電子入札としている理由は。

(事務局)

道では、電子入札の取組を進めておりまして、来年度からは、発注3部の入札案件すべてを電子により対応することとしております。

(委員)

それは、一般競争も指名競争もすべてということですか。

(事務局)

はい。

(4) その他報告事項

(委員長)

それでは、最後の報告事項になりますがその他報告事項をお願いします。

(建設部)

それでは、お手元に配布した資料のその他報告事項について、報告をさせていただきます。

前回の委員会までにご指摘を受けた事項ございまして、これについて、改善をした事項等について、ご説明を申し上げます。

最初に、特定JVの活用でございますが、対象工事を3億円以上に限定し活用すること、また、原則、単体企業との混合入札とすること、とのご指摘がございました。特定JVの対象工事については、予定価格が概ね3億円以上としていたものを3億円以上に限定して活用すること、また、単体企業との混合入札を原則とするよう平成21年3月4日付けで建設工事共同企業体運用基準を改正したところでございます。

次に、地域要件の設定ですが、5億円未満の工事にあっては、契約の適正な履行及び競争性が確保できる範囲内において支庁管内等の地域要件が設定できることとしておりましたけれども、特定JVの地域要件との整合性を図るため、この対象金額を3億円未満の工事とするよう平成21年3月4日付けで制限付一般競争入札実施要領の運用の改正を行ったところでございます。

次に、経常JVの活用につきましてでございますけれども、単体企業との同時登録につきましては、一の企業が共同企業体と単体企業との同時登録することを認めないとする国の適正化指針にのっとりた取扱いについて、引き続き検討することとのご指摘でございますけれども、道では、この間の議会議論も踏まえ、道内中小建設業者の受注機会の確保と経営力や施工力の強化などの観点から入札契約制度の適正化に係る取組方針において、当分の間認めることとしておりますけれども、このご指摘につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に苦情処理に関係して、競争入札参加者審査委員会の審議内容をホームページに反映させ透明性の確保を図るとのご指摘であります。本年4月1日以降公表している指名停止に関する道

のホームページにおいて、委員会における事実の具体的内容や意見などの審議内容を記載し、その透明性の確保を図っているところでございます。

さらに、苦情処理に関し、関係部で構成する委員会等で検討するなど公平・公正性を保つようにとのご指摘でありますけれども、これまで、苦情申立てに対し、案件の審査担当部において回答を行っておりましたが、申立て期限の回答に当たっては、審査委員会の審議を経て行うよう、平成21年3月31日付けで工事等に係る指名停止等における苦情処理要領を改正した次第でございませぬ。

(農政部)

続きまして、農政部所管事項についてご説明申し上げます。

面工事配置技術者にあつては、参加資格審査申請時に配置予定技術者調書を提出するに關してでございますが、これにつきましては、前回委員会におきまして苦情処理等に関する制度改善事項の一環といたしまして、入札参加資格の審査は事前に十分行うよう現行の資格制度に関する運用の改善を行うことということにつきましてご指摘をいただいたものでございませぬ。

これに対する対応につきましては、平成21年2月24日付け事調第1174号制限付一般競争入札実施要領の運用に関する取扱いの一部改正について行いまして改正済でございます。

具体的内容につきましては、農政部の取扱いの一部改正を行いまして、第2項に規定を新たに追加いたしまして、本年度から面工事に係る配置予定技術者調書を新たに提出を求めるようにしたものでございませぬ。

このことによりまして、配置予定技術者に面工事の現場経験を求める場合に、より適正な確認・審査を行うよう各支庁への周知・徹底を行ったところでございませぬ。

(出納局)

続きまして、出納局から入札手続の透明化について対応状況をご説明させていただきます。

まず、取扱いについて現在決裁中ということもございまして、資料としてこの時点で提供することができませんでした。誠に申し訳ございませぬ。

始めに意思過程の作成資料の統一化についてであります。一般競争入札の実施決定にあたりまして、意思決定の明確化や事務処理手続きの統一化を図るため、様式を定めて入札参加資格要件の設定理由等を整理させ決定書に添付することとする取扱いを定めることといたしました。なお、この取扱いについては、今も決裁中でございますので、早ければ来週中にでも決定をして、全庁あて通知する予定でございませぬ。

次に、指名選考委員会などの支庁内一本化でございませぬ。現在、支庁内指名選考委員会の部会を一本化することは、審議事案が増大し現行組織の中では、その処理に限界があることや支庁庁

舎から遠隔地に所在する部会への問題などがありまして、これをただちに実施することは困難な状況にあるということから、当面の措置として、各部会の委員の相互参入や審議事案の交換などについて、試行的に実施することを検討してきたところでありますが、関係部や各支庁からの意見を集約した結果、これらの取扱いについては、事務手続きが煩雑になるなどの意見もあったところでございます。

このような中、本年6月に公表されました支庁制度改革に伴う基本フレームの中で土木現業所などの出先機関を来年4月から順次支庁の内部組織とする案が提出されたところであり、これらの組織機構の再編に併せて、現行の入札参加指名選考委員会を改編する必要があると判断をしているところでございます。

したがいまして、このような状況を踏まえ、当面の措置としての試行は行わず、準則の改正作業の中で、指名選考などの手続きにおける一層の透明性及び統一性の確保が図られるよう新たな支庁における指名選考委員会などのあり方などを定めてまいりたいと考えているところでございます。

(委員長)

以上の説明に関して、ご質問等ございませんでしょうか。

ただ今説明いただきましたのは、前回までの委員会で、一定程度の方向性について回答いただいたものでございまして、現在まだ改正の手續を経過中のものもあるということでございますが、特にご質問等ございませんか。

(委員)

先ほどの私の質問とも重なりますが、ルールが厳格化されていく中で、特に特定JVの活用で概ね3億円以上としていたものを3億円以上に限定してしまうというのは、特にそれによって発生する問題とかはないと考えてよろしいでしょうか。大丈夫なのでしょう。その他の点でも特に今回の改正によって動きにくくなったという点はございますでしょうか。

(事務局)

ないようです。

(委員長)

それでは、続きまして、ただいま報告のあった案件以外で、「入札・契約制度の改正事案」があれば、報告をお願いします。

(建設部)

最低制限価格等の引き上げについて、その経緯及び概要についてご報告をいたします。

道の工事に係る最低制限価格等につきましては、本年4月30日に品質確保の強化を図るため

国の低入札価格調査基準価格等の引き上げに準拠して一般管理費に係る算定式と価格の範囲を70%から90%の範囲に改正したところでございます。

今回改めまして、また再度引き上げをした内容についてご報告を申し上げます。今回4月30日に最低制限価格を引き上げたところでございますけれども、その後も、本道の厳しい経済雇用状況を踏まえて、北海道商工会議所連合会など経済9団体などあるいは地方の商工会議所などからも、補正予算の早期成立と補正予算の実効性を高めるために、最低制限価格のさらなる引き上げについて、強い要請があったところでございます。

また、この度開催されました道議会第1回定例会においても、多くの道議会議員から引き上げに関する質問がありました。

私ども北海道として実施した様々な調査によっても、道内建設業の厳しい経営状況や、あるいは雇用環境の悪化の状況が確認をされたところでございます。

このため、私どもとしましては、早期発注や中小企業の受注機会の確保、総合評価方式の活用促進と併せまして、低入札価格対策として公共工事の品質の確保を図るとともに道が策定した第3次緊急総合対策を踏まえて、地域の雇用の確保や経済の活性化に向けて当面の措置として最低制限価格の引き上げを7月3日付けで道独自に決定したところでございます。

なお、全国的に見ましても今年に入りまして、長崎県や新潟県など7県でもって緊急経済対策の一環として独自の引き上げを行っているところでございますし、国からも各都道府県知事に対しまして建設業の持続的な発展につながるよう、最低制限価格を地域の実情に応じて設定範囲の上限である10分の9に設定するなどの改正を適切に行うなどの通知があったところでございます。

このため、私どもは、今回7月3日でもって最低制限価格の引き上げを行ったところでございます。

その引き上げの具体的内容でございますけれども、最低制限価格の範囲につきましては、4月30日から実施されているとおり、予定価格の70から90%、10分の7から10分の9これは従来どおりです。

新たな最低制限価格の算定に当たっては、工事価格を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費並びに一般管理費のうち、現場管理費と一般管理費を企業の継続的経営に不可欠な職員給与などの管理的経費を加味するということで、それぞれ値を改正したところでございます。

具体的には、現場管理費については、これまで70%であったものを現場従業員の給与、退職金や法定福利費などの経費を加味して85%に引き上げたところでございますし、一般管理費につきましても、本支店の従業員の給与、退職金や法定福利費など建設業が継続して経営するため

に必要な管理的経費を新たに加味して現行の30%から65%に引き上げたところでございます。その結果でございますけれども、一般土木の標準的な工事で試算をいたしますと、予定価格2千万円では7.4%アップして現行の81.7%から89.1%ということになります。特定JVの対象になります3億円の場合をみますと、4.7%アップの従来85.3%であったものが上限値の90%となるということで、傾向だけをみますと規模の小さい工事の方が今回は引き上げ幅がより大きくなるといった状況となったところでございます。

知事は、議会終了の記者会見で今回の引き上げに関してその効果を検証することが特に重要だとの考え方を明らかにしておりまして、今回、私どもは上げましたけれども、そのことが具体的に下請企業まできちんと効果が上がっていくような取り組みが必要だということでございます。工事施工中における元請、下請間の契約状況や雇用実態などについての調査、指導も強化をしていく。あるいは、工事の品質確保に向けた現場監督の強化を行うなど引き上げの効果を確かめるための取組を行っていきたいと考えております。

(委員長)

今のご説明に対して、ご質問等はありませんでしょうか。

(委員)

現在、委託の方は、最低制限価格はないのでしょうか。ありますか。

そちらの最低制限価格は、上げるのでしょうか。工事だけですか。

それは、どういう理由なのでしょうか。

(建設部)

工事は、先程も申し上げましたけれども、基本的には経済9団体から要請もございましたけれども、4月30日に上げた際もその前から、建設業に対する調査を行っておりまして、その調査の中では、例えば建設業に従事する普通作業員の労務単価が全国で2番目に低い水準になっている。それから、具体的に建設業の利益率がどんどん低くなっている。そのことが結果として、従業員を整理している調整をしているといったいわば首切りですけれども、そういうような状況が顕著に表れてきているのが調査の結果で明らかになってきた。

それで、その一番の要因が今の現行の85%位ではどうしても利益が出なくて、企業を変えていかなければならないということで、例えば無駄な経費を削減する。あるいは、人件費を削るということの実態がわかってきまして、そのことを何とか避けるためには、一定程度最低制限価格については、ある程度アップをさせなければならない。そういう風な結論に達したところでございます。

それで、工事については、そういったことが確認できている。ただ、委託の方については、具

体的な要請というものがないということも一因でございますけれども、委託に関しては具体的な調査もやっておりませんので、今回は、工事だけということで考えさせていただいております。

（委員）

要望があれば、委託の方も上げるのですか。

なぜ要望しないのか、わかりませんが。

（建設部）

ただ、委託の方は、どのような調査をするのかということもありますけれども、考えていかなければならないとは思いますが。工事ほど具体的に企業がバタバタと倒れていくといった状況にはなかったものですから、工事の方だけ先行してもらった。国の通知も工事に関わるものという限定もありましたので、工事を先行させてやらせてもらったというのが実態です。

（委員）

今のご説明ですといろいろな問題点が生じていたということで、ただ、実態の平均落札率を見ると先ほどの資料でもございましたとおり、石狩管内と十勝管内を除けば軒並み90%以上ですから、今回、最低制限価格を90%前後に引き上げることによって、これは、あくまでも平均ですから最低とちょっと数字が違うのですけれども、一番差が出てくる直接的に効果が表れてくるというのが、石狩、十勝になるかと思うのですが、そちらの地域が特段今説明のあったような状況が他の地域に比べて実態としてそういう厳しい状況があるということを具体的に把握されての判断なのでしょうか。

（建設部）

各種の調査をやりましたけれども、具体的に企業にお邪魔をして聞き取り調査もやっておりまして、各地域を抽出しましてやった結果でもって、例えば、空知管内であるとか帯広管内については、他の管内に比べて比べてそういうような影響が顕著に表れていることが確認できた。特に空知管内は、このまま低落札傾向が続けば例えば除雪とかから撤退せざるを得ない。つまり、余分な経費を抱えなければいけないために、機械とかオペレーターとかを抱えておくということにならないために、できれば撤退したいといった話をされる企業もいらっしゃいますし、地域でもって除雪を担うような業者もいなくなる事態も想定されたところから、その部分については、最低制限を上げなければならないのではないかという結論に達した。

（委員）

今まで入札監視委員会では、入札とは地域経済の活性化、経済を支えるという側面と納税者に代わってより良い物をより安く買うという2つの地域を活性化させる自治体という側面とより良い物をより安く買うという買い手という側面がありまして、両方混ぜると收拾がつかないので、

買い手としての側面に焦点を当てて議論をしていこうとしてきた。それで、落札率があまり高いのはよろしくないという話をしていたのですが、今回経済的な要因で要素がものすごく大きく制度に影響してきまして、おのずと今までよりは落札率が上がるかと思うのですが、今後入札監視委員会としては、それでも買い手の側面にこだわって落札率を下げるといふ議論をすべきなのか、もう落札率は別に高くてもいいじゃないかという方向で進めていったらいいのか、どちらなのか教えていただけますでしょうか。

(委員)

そもそも、落札率が低ければいいとか高ければ高いからいいかという問題と、入札監視委員会の役割とはちょっと本来違っていて、入札監視委員会とは、そもそも入札がきちんとされているかどうかということを確認する委員会だと思うのですよ。

だから、落札率が低くてもその入札自体がおかしければだめだし、という視点が必要なので、そういう意味で落札率を下げる方向がいいのだという前提でこの監視委員会が運用されるとすれば、それはおかしいのではないかと思います。

(委員)

考え方は2つあると思うのですね。適正な入札さえ行っていれば落札率がいくら高くてもいいという考え方と、それは、建設部の方も、ある地域で落札率が非常に高いと言った時に、それは適正な競争の結果ですから別にその何が悪いのですかという話で。

私などは地域間で、だいたいばらつきがあって低い所もあれば高い所もあると、高いところがあった場合に何で高くなっているのだろうという要因をしっかりと探ることも必要だろうという、結果を重視する立場なのですから。

そうしますと、手続さえよければ、そこまで入札監視委員会は突っ込む必要がないのであろうというお考えなのですね。

(委員)

突っ込む必要がないと申し上げているのではないのですよ。

ただし、先程の質問の時にもありましたけれども、入札制度自体に関わること、どういう入札制度をしたらこの落札率が低くなる、どう影響するかというのは、本来ここでやるべきことではなくして、入札制度が適正に行われているかどうかを確認する中で、この入札制度ではおかしいねという範囲で、ここで議論するのはいいのだろうと思うのですけれどもね。入札制度自体のどういう入札制度がいいかどうかということを確認するのは、本筋ではなからうと。

物理的に公正な入札が行われる必要性の範囲で、制度についての意見に関わっていくことは、やむを得ないというか、せざるを得ない。ということではないかと思いますけれども。

ただ、私のこの委員会の役割という観点からですが、それが先程の説明の連絡会議からの審議要請があった時は、制度についてここで揉むという、まさに、審議要請を待っているというのがこの役割なんだろうと思いますが、そういうふうここに書いてあるのではないかと。

(委員)

そうなりますと、だいが入札監視委員会も楽になるといいますか、今まで相当、制度的な改善だなんだというところまで議論してきましたので。

(委員)

今日の資料を見てすごいことをやっておられるのだなと。私もここまでやられるのかなと思っておりました。

(委員)

去年などは、事務局の方もかなりそういうところまで踏み込んでやっていかなければだめではないかと。かなり我々も尻をたたかれまして。

それまでは、割とおとなしい感じだったのですけれど、ものすごく突っ込んだ議論をするようになったのです。

(事務局)

先程の補足なのですけれど、いろいろ入札制度を作っていて、それに基づいて各出先機関、各土木現業所なども行っていますので、その制度に基づいてきちんと適正に行われたかということを確認していただいて、制度がおかしいのではないかとお気付きの点があれば、当然そこはご指摘を頂くことになっていくのかなと考えております。

(委員)

昨年度、いろいろ指摘したことについては、実際に、現地調査をした結果、ちょっとルールを逸脱して運用されている例というのが、相当案件見られたのでそれはもう少し適切にやりなさいということで、指摘をしていったということです。

(委員)

では、元のルールはもう前提として、それはこちらで、私は考える必要がないわけですね。

元のルールを前提として、そこにのっとなっているかどうかだけ監視していけば良いと。

(事務局)

基本はそこなのでしょう。

ただ、それに伴って、元々制度がというところにもたどり着く場合もあるのかなと思います。

(委員)

前の入札制度改善委員会の場合は、そういうことだったのですかね。入札監視委員会という名

前になって役割が変わったのですかね。

(委員)

それは、あくまでも道が設置した委員会に委員として外部が入っていたものです。

(委員長)

最低制限価格の問題について、他にご意見ございますか。

(委員)

報告事項なのであくまで審議をしていないという前提で意見とすれば、資格要件というか、どういう技術者を使わなければならないという要件が、品質管理の上からこういう技術を持った人にやってもらわなければならないといったものがありますよね。その人たちにちゃんと人件費を末端で確保できることを目指して、今回やられたということですよ。

(建設部)

配置技術者の部分については、企業である程度雇用してなければ、工事の参加要件に該当しませんから、その会社は、技術者というのは普通作業員に比べたらそれほど減っていない。ただ、私どもが問題になったのは、現場で働く労務者の方が首を切られている、整理をされている実態。それから、事務的な職員が切られているという実態があってですね、そういうことは看過できないのではないかと結論になりました。

もちろん、技術者についても給与を抑制して、これ以上下げようがないとおっしゃる社長さんもいましたけれども、給与の抑制なんかもしてはいますけれども、整理をされるところまではいってありません。

(委員)

全体的な国の問題なのでしょうが、私の業界も、極端な話、随契でうちがもっていたときの5分の1で入札する業者さんがいまして、何が起きるかという、長年それでノウハウを培った人たちがこの職業では食べられなくなって他の職業へ行くので、要は業界としてのノウハウとかが壊滅するような状況で、素人が今度参入して来るのですよ。その人たちが育っていけばいいのでしょうけれども、絶対食べられない価格で参入するわけですよ。たぶん、こういうことは、うちの業界だけでなく、日本全体で起きていると思うのですよね。最終的には何が起るかという、日本という国の持つ力が落ちていくというか。たぶんあと1年位で何か考えておかなければならない時が来るのかなと、本当に思うのですよね。

たぶん、コンサルさんからは今は声が上がっていないけど、そのうち来るのかなと思うのですけれども。あらゆる面でそういう状況になってきたときに何を考えなければならないかという、入札を監視するのだけれども、全体をもっと経済効果って考えなければならないのかなと思うの

ですけれども。ただそこを頭の後ろに置いておいて、制度を見てというのが役割なのでしょうかと私は思います。

(委員長)

今の議論につきましては、いろいろとご意見等もございますし、これからの入札監視委員会の中で検討していければと思います。

6 議事

平成21年度入札監視委員会活動計画

(委員長)

それでは、議事に移りまして、「入札監視委員会の活動計画(案)」について、こちらの方の説明を事務局からお願いします。

【資料に基づき説明】

(委員長)

ありがとうございました。これからの抽出審議、現地調査の方法等につきましては、各委員からのご意見をいただきまして、進めていきたいと思っております。

今の今後の活動計画について、ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

現地調査に関しては、数多くやったほうが良いのではないかと思う。基本的に。

先程、委員長からの発言でもあったとおり、現地調査を行うことによって、入札がきちんと行われているかどうかのわかりやすい点があると思う。あえて今の計画に反対するわけではないが、今までの経過を見ても、だんだん行き先が減ってきているのはどうかなというのが1つと。現地調査は、なるべく札幌から遠い所にさせていただくといいかなと。素朴な意見です。そうすることによって、地方に対する監視の目が行き届く。そういう視点で場所を選んでいただければと思う。私からの感想的意見です。

(委員長)

ただ今、回数・場所について意見がありましたけれども、他にご意見ございませんか。

(委員)

ここ2~3年でずいぶん現地調査件数が減らしているのですが、減らした理由はあるのですか。前は、10件とか6件とか行っていたようですが。

(事務局)

委員会発足当初は、発注部門を回ることに主眼をおいて、委員会活動を行っていたものと考えられます。そのため、現地調査件数が伸びているものと考えております。

(委員)

あまり回る必要がないということになったのですか。

(事務局)

そうではありません。

(委員長)

数の問題と回数の問題、できればもう少し頻繁にやっていただきたいという要望がございました。

(委員)

先程のご意見は、3人で2箇所より2人で3箇所のほうが良いという意見ですよ。

(委員)

2箇所より3箇所のほうが良いだろうということです。

1人で6箇所でも良いですが、やり方の問題だから。

(委員長)

調査の場所・回数等については、たぶんここですぐ結論は出ないと思いますので、今いただきましたご意見をもとに、事務局と私の方で調整させていただいて、皆様方のご都合等を確認したうえで、具体的な場所等の計画を立てていくということということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

(委員長)

以上で、本日の委員会を時間が超過してしまいましたが、終了します。事務局の方から、何か連絡事項等ございませんでしょうか。

(事務局)

今後の具体的なスケジュール、日程、現地調査の場所等につきましては、あらためてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。